

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条	感染症対策に要した費用の徴収	指導予防課

一類から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症発生時における消毒等の措置のうち、法令により実施した分に係る費用を当事者から徴収することができる。

その処分基準は次のとおりとする。

処分基準

法令の定めるところにより一類から四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症発生時における消毒等の措置を実施したとき

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。